

伴走支援型特別融資

保証料補助を拡充してよりご利用しやすくなりました！
ゼロゼロ融資の借換にもご利用いただけます

● 本融資の特徴 ●

【特徴1】 経営行動計画書の作成、実行

経営に係る現況と課題、課題克服のための取組等を記載した経営行動計画書を作成、実行していただきます。

経営行動計画書の作成に当たり、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

【特徴2】 金融機関による継続的な伴走支援

金融機関は、各四半期の事業者の取組についてP D C A方式により確認するほか財務分析（売上増加率等）を行い、経営を伴走支援します。

● 保証料補助 ●

令和6年6月28日(金)まで(予定)に保証申込を受け付けたものは、
信用保証料率が0.10%~0.575%になります。

(申込の状況などを踏まえて期限前に終了する場合があります。)

※1 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した制度融資になります。

※2 「伴走支援型特別融資」は国のコロナ借換保証を適用しています。現在、保証の取扱期間が令和6年6月末まで延長と示されたため、県制度融資における「伴走支援型特別融資」の取り扱いも同様となる予定です。詳細及び7月以降の状況につきましては、県の公式ホームページにて随時お知らせをいたします。

融資の概要

保証の区分	セーフティネット保証 4号	セーフティネット保証 5号	災害関係保証	一般保証
融資対象者	セーフティネット保証 4号の認定を受けた 中小企業者等	セーフティネット保証 5号の認定を受けた 中小企業者等	激甚災害（令和6年能登半 島地震による災害に限る）に ついて、災害救助法が適用さ れた地域内に事業所を有し、 かつ、激甚災害を受けたこと	一般保証を利用する 中小企業者等 ※1
融資限度額	1億円（一部別枠）			
融資期間	運転資金・設備資金：10年以内（据置期間5年以内を含む）			
融資利率	年1.8%以内（固定金利）			
信用保証料率	0.10%			0.10%～0.575%
計画書	経営行動計画書の作成が必要			

※1:以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
- ・最近1か月間の売上高総利益率が前年同月または直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
- ・直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
- ・最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月または直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- ・直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

○本融資のお申込みは以下の取扱金融機関へ

銀行	みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫	横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/城南/西武/芝/世田谷/多摩/山梨
信用組合	ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系 金融機関	商工組合中央金庫

本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課（金融相談窓口）

☎（045）210-5695

経営行動計画書の作成支援

神奈川産業振興センター（総合相談窓口）

☎（045）633-5200